

〇〇自治会が設置する防犯カメラの管理運用基準

（目的）

第1条 この基準は、〇〇自治会が自治会内に、犯罪の防止を目的として設置する防犯カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシー保護に配慮した適切な管理運用を行うことを目的とする。

（設置場所、撮影範囲等）

第2条 防犯カメラは、△△地域の□□に設置し、◇◇の公道を撮影範囲とする。

（防犯カメラの設置場所及び撮影範囲は、別紙配置図のとおりとし、△△地域に◇台を設置する。（配置図には、防犯カメラの設置箇所、撮影範囲を表示する。））

2 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示するものとする。

（管理責任者等の指定）

第3条 防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、（団体・職・氏名を記載）をもって充てる。

3 管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラ及び録画装置の操作を行う担当者を指定するものとする。

4 防犯カメラの操作担当者は、（団体・職・氏名を記載）をもって充てる。

5 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

（1）画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないこと。

（2）防犯カメラの管理に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないように必要な措置を講じること。

（3）その他画像の適切な取扱いに努めること。

6 管理責任者及び操作担当者以外の者による防犯カメラ及び録画装置の操作は、禁止するものとする。

（画像の管理）

第4条 記録（録画）した画像の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

（1）画像の保存期間は、△△とすること。ただし、特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとする。

（2）画像の消去は、初期化又は上書きにより行うものとし、記録媒体を処分するときは、破碎又は復元することができない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にするものとする。

（撮影された画像の利用及び提供の制限）

第5条 プライバシー保護のため、画像を第三者に閲覧させ、又は提供することを禁止すること。ただし、次に掲げる場合は、必要性を判断した上で、画像の提供をできるものとし、管理責任者（又は設置者）の許可を得た上で、提供することができる。

- （1）法令に基づく場合
- （2）捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
- （3）人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

（苦情処理）

第6条 管理責任者は、苦情や問合せに誠実かつ迅速に対応するものとする。

附 則

この基準は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。